

日本動物実験代替法評価センター ステークホルダー会議内規

令和2年12月25日

1. ステークホルダー会議（以下、当該会議）は、日本動物実験代替法評価センター設置細則に準じ、運営委員会により招集される。
2. 運営委員会は、幅広い学会、業界団体、実験動物福祉協会などから当該会議への参加機関を選定し、参加の同意を得た約20機関を登録する。
3. 運営委員会は当該会議に対し、日本動物実験代替法評価センターが行政に提案した新規または改定試験法に関し、当該会議参加機関での同試験法周知を目的とし、説明を行う。
4. 運営委員会は、評価すべき試験法の必要性などについて当該会議より幅広い意見を集める。尚、利益相反については、その都度考慮する。
5. 運営委員会はバリデーション研究の開始や資料編纂委員会の設置の際にも、当該会議に参加協力を依頼する。
6. 当該会議は登録した機関により構成される。
7. 当該会議の座長は運営委員会委員長が務める。
8. 当該会議への参加者は各機関の代表2名までとする。
9. 代表者の個人登録はしない。
10. 運営委員会は、当該会議を原則として1年に一度、その他必要に応じ開催する。
11. 会議参加者への旅費・謝金は支給しない。
12. 本内規の変更は、運営委員会において決議する。

以上